

第140回 統計委員会 議事録

1 日 時 令和元年8月29日(木) 9:30~12:05

2 場 所 総務省第二庁舎 7階 大会議室

3 出席者

【委員】

西村 清彦(委員長)、北村 行伸(委員長代理)、河井 啓希、川崎 茂、清原 慶子、
西郷 浩、白波瀬 佐和子、嶋崎 尚子、永瀬 伸子、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【臨時委員】

山澤 成康

【幹事等】

内閣府大臣官房政策立案総括審議官、総務省統計局長、総務省政策統括官(統計基準担当)、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省総合教育政策局調査企画課分析調査官、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省大臣官房政策立案総括審議官

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局(総務省)】

岩佐大臣官房審議官、小森大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、鈴木次長、永島次長、栗原次長、柴沼次長

政策統括官(統計基準担当)：横田政策統括官、山田統計企画管理官、

金子統計審査官

4 議 事

- (1) 諮問第133号の答申「自動車輸送統計調査の変更について」
- (2) 部会の審議状況について
- (3) 毎月勤労統計調査について
- (4) 社会保障費用統計における主な作成方法の変更について
- (5) 小売物価統計調査(動向編)の変更について

5 議事録

○櫻川総務省統計委員会担当室長 本日は冒頭に報道のカメラが入ります。これからカメラ撮りを可といたします。

○西村委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第140回統計委員会を開催いたします。本日は関根委員が御欠席です。また、御出席いただく各府省の出席者に変更がございましたので、御挨拶いただければと思います。

内閣府林大臣官房政策立案総括審議官、お願いいたします。

○林内閣府大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。この度、統計幹事を拝命いたしました内閣府の政策立案総括審議官の林でございます。私は内閣府の経済財政部局で、主に統計のユーザー側として長く業務に携わってまいりました。直近は経済財政分析の担当の審議官といたしまして、月例経済報告や経済財政白書等の業務に携わってまいりました。こうした経験を生かしながら、今回頂きました統計幹事としての職責をしっかりと果たしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○西村委員長 ありがとうございます。それでは、議事に入る前に、本日の議事と用意されている資料について事務局から簡単に確認をお願いいたします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と併せて確認させていただきます。

本日は、答申が1件、部会報告が4件、その他の案件が3件です。まず、諮問第133号の答申「自動車輸送統計調査の変更について（案）」が資料1、「人口・社会統計部会の審議状況について（国勢調査）（報告）」が資料2-1、「人口・社会統計部会の審議状況について（賃金構造基本統計調査）（報告）」が資料2-2、「国民経済計算体系的整備部会の審議状況について（報告）」が資料2-3、「毎月勤労統計調査について」が資料3、「社会保障費用統計の主な作成方法の変更について」が資料4、「小売物価統計調査（動向編）の変更について」が資料5です。

議事の説明と資料の確認は、以上です。

○西村委員長 ただ今、事務局から説明があったとおり、本日は、通例の答申、部会報告のほか、毎月勤労統計調査、社会保障費用統計の作成方法の変更、それから小売物価統計調査（動向編）の変更に関する説明があります。本日は、このような議事にしたいと思います。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 カメラ撮りはここまでといたします。

（報道カメラ退出）

○西村委員長 それでは、最初の議事に入ります。諮問第133号の答申「自動車輸送統計調査の変更について」の答申案についてです。西郷委員から御説明をお願いします。

○西郷委員 それでは、報告をさせていただきます。本調査の変更につきましては、6月の統計委員会で諮問され、7月11日と8月6日の2回の部会を開催いたしまして諮問事項について審議し、答申案の方向性までまとめました。その後、書面審議、メール審議によって議決を経て、最終的に答申を取りまとめました。

本日、資料1を用いて答申案のポイントを簡潔に報告いたしますが、それに先立ちまして、昨日の段階になって答申案の文に誤りがあることが発見されました。具体的には5ページ目の一番上の「集計事項の変更」ですけれども、その記述に誤りがございます。ですので、今、御覧いただいている答申案は最終形ではありませんので、後ほどそちらに説明

が至ったところで、どのような誤りがあって、どのように直すべきなのかについて、説明をいたします。

それでは、答申案の説明に戻らせていただきます。まずは資料1、答申案を御覧ください。最初に全体の構成の説明をさせていただいて、それから個々の内容に入っていきたいと思います。

まず、全体の構成です。1ページ目に「1 本調査の計画の変更」がございまして、そこが当然、一番長くなります。今回の変更についての審議の答申案が記載してあり、6ページ目のところから、2として前回の答申における今後の課題への対応が記載してあり、最後に8ページに今後の課題が記載してあります。

以上が全体の構成です。1ページ目に戻りまして、一つ一つの項目について簡単に報告をさせていただきます。

まずは「1 本調査計画の変更」のところからです。「(1) 承認の適否」について、結論としては、変更を承認して差し支えないとしてあります。最後の段落に、「ただし、以下の「(2) 理由等」で指摘した事項については、適切な対応が必要である」とまとめてあります。

次に「(2) 理由等」に参ります。今回の答申は大きく分けますと、審議の内容は2つありまして、1つが貨物営業用自動車の調査、トラックの調査と、それから旅客営業用自動車、バスの調査ですね、このトラックとバスの調査の仕方について審議し、その内容がここに記載してあります。このうちトラックに関しましては、前回の統計委員会におきまして、部会の中間報告としてかなり詳しく説明をさせていただいていますので、簡単に申し上げます。

まずは、1ページ「ア 調査方法の変更」の(ア)のトラックの調査に関してです。これは前回の統計委員会で説明しましたとおり、調査の車両の選び方を変える、つまり、今までは事業所を選んで、その事業所が更にトラックを選ぶという形であったわけですが、これを、事業所がトラックを選ぶのではなくて、車検データを活用して国土交通省において車両を直接選び、それに該当する事業所に調査票を配布する方法に変更するという事です。

車検データによって距離についての情報が把握できることから、正確な推計ができることで、事前に国土交通省でも研究会等を立ち上げられて、かなり入念に精度が上がりそうだという検証をしたということから、車検データの活用によって車両を選ぶのは適切と思われれます。更には、今までは事業所調査票を配って、そこでかなり詳しい事業所に関する情報を得なければならなかったのですけれども、それが省略できる。その面では報告者の負担が軽減されることから、回収率の上昇も期待できるであろうと考えられます。

そこで、トラックの調査に関しては、これまでのやり方から車検データを使った標本抽出に変えることによって精度の向上が図れることから、適当であると結論しております。これに関しては、前回の統計委員会で説明させていただいたとおりです。

続きまして、2ページ目の下の方、旅客営業用自動車、バスの調査に関してです。こちらに関しては、トラックの議論と見掛け上は180度違っているようになっておりまして、本当に議論として成り立つのかを、部会全体で納得するところにかかなり時間が必要であっ

たわけです。どのような変更かといいますと、現在、車検データを使って車両を選んでいるのですけれども、それを逆に事業所を通じて車両を選ぶ形に変えるという、本当に 180 度違うような議論となっています。

なぜそのようなことが必要なのかというと、先ほどのトラック輸送の場合には、車検情報からトラックに関してかなり細かく分かるということだったのですが、逆にバスの場合には、車検データに載っている情報だけですと、特に一般乗合いとか高速乗合いとか貸切りとか、用途別に集計するための情報が、残念ながら車検データにはないということです。一方で、自動車輸送統計のバスの集計に関しては、用途別の集計が行政ニーズに対応するためには是非必要となります。それらを勘案しますと、逆に車検データから事業所を介在させた調査に切り替える方が、むしろ正確な統計が作れるというのが、計画変更の主張でありました。

これに関しては 3 ページ目のところから記載してありますけれども、今、申し上げたとおり、従来の車検データを使ってバスを選定するというやり方は、精度の面から問題がありました。逆に事業所を介在させると効率的なバスの選定ができるようになるということです。先ほどのトラックと何が違うのかといいますと、トラックの場合には事業所の中でのトラックの輸送量のばらつきが結構大きいのに対し、バスに関しては事業所において用途をきちんと捉えていますので、事業所の中のバスの輸送量等のばらつきが逆に小さいと考えられます。そのことから、トラックの輸送とは逆に、事業所を選定し、その事業所に調査票を配布して事業所にバスを選んでもらうやり方が、むしろ有効であろうという御説明がありました。

ただし、それだけでは求める推定精度を確保することができないことから、現行は毎月 250 両程度バスを調査しているのですけれども、1,900 両に上げ、毎月の推定精度を確保するということです。

これは見掛け上、非常に調査対象が増えるように見えるのですけれども、現行のやり方自体が、元々事業所当たりのバスの数をコントロールせず、車検データで当たった数だけ事業所に答えてもらう形にしており、今の調査のやり方が、車両数を本来必要なものの 4 分の 1 程度に抑制しており、むしろ調査負担に配慮して、本来あるべきサンプルサイズを意図的に減らしているような格好をとっているということです。それを、事業所を選んで、その事業所に関しては最大何台までという制限が掛けられる標本抽出方法に変わりますので、事業所の負担という面からは、きちんと改良ができ、その結果、全体としての車両数が 1,900 両に上げられることになるわけです。

これに加えて、現行では、推計をするに当たって、1 か月の車両数が非常に少ないため、3 か月間蓄積して数値を作ることを行っているわけですが、それを今後は、1 か月のデータを使って、毎月一話完結的に推計値を作る形になります。そうしますと、もし現行のやり方で、例えば 7 月と 8 月と 9 月、それぞれで季節性の出方が違うということがもし起きていたとすると、新しいやりの方が毎月の季節性が正しく反映できることになるので、より適切であろうと考えられます。

そういった不確定な面と、それから見掛け上の報告者負担、250 両から 1,900 両に上が

る面はありますけれども、季節性がきちんと捉えられる可能性があるということと、事業者にもバスを選んでもらうことによって推計精度が上がる可能性があることに鑑みて、今回の調査計画の変更をおおむね適当と整理しております。

ただし、その上で、4ページ真中辺の「ただし、」以降にありますとおり、調査対象のバスの代表性については、事業者の選定に委ねることによって、現行のトラック調査と同じ問題が生じないとは言いきれない面がありますので、事後的に調査対象バスの代表性についてきちんと検証してほしいという注文を付けております。

次に、「イ 推計方法の変更」ですけれども、こちらは、トラック、バスいずれの調査においても、推計方法が比推定で行われるということで、これは特にトラックの調査に関しては、事前の研究会で推計方法を詳しく検証していただいており、従来よりもかなり精度が高くなるということですので、おおむね適当であると整理しております。

ただし、推計方法の変更に伴って、特にバスの方は季節性の入り方が変わる可能性があることから、時系列の断層が生じる可能性があります。この懸念に関しては、トラックに関しても、確か前回の統計委員会での報告の際にも御質問に答える形で説明をいたしましたけれども、断層に関してはリンク係数等で対応していただいて、それと併せて、新旧系列の作成のみでなく、遡及推計の実施を含めて、利用者の利便に資するために適切かつ丁寧な対応を行う必要があることを指摘しております。

次に、集計事項に関してです。今回、月報の貨物輸送における品目別輸送トンキロ数の集計表を新たに追加し、必要性が乏しくなった6大都市別集計を廃止することを計画しております。ここで冒頭に答申案に誤りがあると申し上げたところが出てまいります。答申案の5ページ目の上の方、「ウ 集計事項の変更」のすぐ下を御覧ください。

まず、この文章ですけれども、1行目で、「月報の貨物輸送」と記載してあるところで、貨物輸送、トラックの輸送に関する集計の変更について説明して、次の2行目のところの旅客輸送、バスの輸送における集計事項の変更が記載してあります。3行目からは旅客輸送の方で6大都市別集計を廃止すると記載してあるのですが、実際に廃止される6大都市別の集計表は、貨物輸送の方、トラックの輸送の方になります。ですので、この6大都市別集計の廃止というのを旅客輸送から貨物輸送に移さないと誤りということになります。

それに併せ、その下に記載してある①～④までの書き方の順番等を変えなくてはなりません。成案は今、手元にはあるのですが、非常に長くなりますので読み上げるのは控えさせていただいて、委員会終了後に部会の委員の皆様方と西村委員長と相談し、どのようにここを取りまとめたら良いかについては西村委員長のまとめに従いたいと思っています。

次に、5ページ目のエのところの、公表区分・期日等の変更です。月報は調査月から2か月以内に公表すると計画されているのですが、実際の公表日は公表期日から約3か月遅れることが常態化しておりました。このため、月報の公表の早期化を図るために、6ページの表3のとおり、速報と確報、2段階で公表し、速報を早めに出すことによって公表の遅れに対応する計画になっております。

これらにつきましては、他の輸送手段に関する統計調査の結果との早期の比較検証が可能となることから、利活用の促進が図れます。そして、バスの調査の速報においては、一部の事業所において調査票の未提出があった場合でも、提出がされている分の調査票の情報で代替推計が可能であることから、おおむね正確な推計ができることも確認されておりますので、この２段階で公表することを適当と整理しております。

以上で、「1 本調査計画の変更」についての答申案となります。2番目が、前回の答申の際の今後の課題への対応です。これらに関しましては7～8ページ目までに整理しておりますけれども、おおむね今回の変更によって前回の課題への対応がなされていると部会では判断いたしましたので、細かい説明は省略させていただきます。

今度は、8ページ目の最後のところ、「3 今後の課題」についてです。先ほどから何度か御説明しましたように、トラックの方に関しては、車検データが非常に有効に活用され、推計精度の向上が見込まれます。それとは違って、バスの方に関しては、まだまだ現段階では不確定な要素がたくさんございます。ですので、バスの調査方法に関しましては、調査方法の検証や結果の公表の2点について課題としております。それから、更に、行政記録情報を活用した統計作成の研究として、ビッグデータ等の活用の可能性について検討することを指摘しております。以上3点が今後の課題になります。

最後となりますけれども、本調査におきましては、これまで結果精度の問題や結果公表の遅れ等が課題となっておりました。今回の調査方法の変更で、ある程度の見直しはできたと思います。ただし、特にバスに関しましてはまだまだ事後的な検証が必要であるということと、時系列データの公表の仕方に関してはかなり十全に注意をしていただきたいということを、最後に申し上げたいと思います。

以上が答申案の報告・説明となりますが、先ほどの誤りの部分についてどのように取りまとめたらいいかは、西村委員長にお任せしたいと思います。

○西村委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の答申案の御説明について、御質問等はございますか。

それでは、取りまとめたいと思います。自動車輸送統計調査については、今回、調査方法の大幅な見直しに伴い、母集団の推計方法について見直しが計画されているということです。これに関連して、部会では、時系列データの接続方法について、新たな推計方法に必要なデータがこれまでも把握されているのであれば、接続係数を用いて新規のデータを接続するのではなく、遡及推計を行うべきとの結論になったということですが、今回の見直しからすると妥当な結論だと考えます。

また、答申にもありましたように、新たな調査方法が適切に行われているか検証するとともに、変更内容について、報告者や利用者に対する十分な情報提供をお願いしたいと思います。

それから、答申案についてですが、西郷部会長から、「ウ 集計事項の変更」について、文言の誤りを正した方がよいのではないかという御意見を頂きました。全くそのとおりですので、当該意見を踏まえて、資料1の答申案の文章の一部を修正し、本委員会の答申にしたいと思います。分量が多いものですので、それを今、お諮りすることはできませんの

で、修正内容については私に御一任いただければと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、次の議事に移ります。次の議事は、部会の審議状況についてです。人口・社会統計部会において審議している国勢調査の審議状況について、白波瀬委員から御報告をお願いいたします。

○白波瀬委員 よろしくをお願いいたします。7月23日に開催されました人口・社会統計部会における国勢調査の2回目の審議状況につきまして、資料2-1に基づき報告いたします。

部会では、初めに1回目の部会で改めて整理・報告が必要とされた事項について審議いたしました。そこで、まず1点目といたしまして、1(2)③「教育」の状況を把握する調査事項の選択肢の細分化等につきましては、第1次試験調査において1割を超える記入不備が生じていたことを踏まえ、改善方策として、調査票の記入の仕方において、報告者に紛れや混乱が生じないような形で説明が行われることを確認いたしました。その上で適当と整理いたしましたが、引き続き調査実施まで、報告者にとってより分かりやすい内容となるよう、改善に向けた取組をお願いした次第です。

2点目といたしまして、「住宅の建て方」の補問の把握の順番の変更等に関しましては、高齢化社会を迎えるに当たって、社会福祉施設等、高齢者の住まいの状況を、より詳細に把握すべきではないかといった意見もありました。これにつきましては、調査実施者から、全国民を対象とする大規模調査である本調査において、現行以上に住宅の実態を詳細に把握することは、調査員確保の面からなかなか難しいのではないかという説明があったことも踏まえまして、別途、施設に関する調査での把握を検討すべきではないかとして、提案について適当と整理いたしました。

そして、3点目といたしまして、オンライン調査の実施方法の変更に関連して、前回調査や試験調査において見られました調査票回収方法の地域差について、調査実施者による要因分析結果の報告を踏まえまして議論いたしました。今回のオンライン調査の実施方法の変更は、オンライン回答率の維持向上に留意しつつ、前回調査において増大した地方公共団体や調査員の事務負担の軽減を図ろうとするものであることから、おおむね適当と整理いたしました。しかしながら、今回の変更に伴う効果・影響について検証した結果を踏まえまして、令和7年に実施する調査に向けて引き続き検討することが必要とされました。この点については、答申案において、今後の課題として適切に指摘したいと考えております。

前回部会からの継続審議事項に引き続き、残りの論点について審議も行いました。初めに、1(3)「報告を求めるために用いる方法の変更」の②調査世帯一覧及び調査区要図の一部変更についてです。これについては、後ほど説明いたします抽出速報集計の廃止に伴う調査員記載欄の一部削除や表記の変更を行うものであり、統計作成事務の合理化、統計調査員の事務の簡素化及び、円滑かつ正確な調査実施等に資するものであることから、適当と整理いたしました。

次に、(4)「報告を求める期間の変更」の①調査の実施期間の変更についてです。これについては、(3)①のとおり、紙の調査票とオンライン回答用IDを同時配布するよう変更することに伴い、前回調査のように調査関係書類を2段階配布するなどの作業期間を考慮する必要がなくなったために、調査実施期間を短縮するものであり、適当と整理いたしました。

次に、(4)②「調査実施期間の延長規定の削除」についてです。これについては、前回調査時に発生した関東・東北豪雨による災害の影響を引き続き考慮する必要が乏しくなったことによるものであり、適当と整理いたしました。

続きまして、裏面、2ページの(5)集計事項及び調査結果の公表の期日の変更についてです。これについては、利活用ニーズが低くなった抽出速報集計などの集計体系の見直しを行うとともに、基本集計等の公表期日を1か月早期化するよう変更するものであり、集計事務の効率化を図り、調査結果の提供時期を早期化することにより、広く統計利用者のニーズに応えるものであることから、適当と整理いたしました。

次に、(6)その他(東日本大震災に伴う計画の一部変更)についてですけれども、これについても先ほどの豪雨災害と同様、東日本大震災による影響を特別考慮する必要性が低くなったために、関連する規定を削除するものであり、適当と整理いたしました。

次に、「2 前回答申における今後の課題への対応状況」についてです。前回答申では、前回調査結果の精査・検証及び社会情勢の変化等を適切に反映した調査計画の作成について、指摘されたところです。これについては、オートロックマンション等の増加など、調査困難な状況への対応として、前回調査から、集合住宅の管理会社や社会福祉施設の運営法人等への調査員業務の委託を可能とする仕組みが導入されたところであり、一定の導入効果が見られる一方で、報告者にとって身近な存在である管理人等が調査員となることについて、個人情報漏洩等を懸念して、強い忌避感を持たれる可能性もある、という意見もありまして、調査員業務の委託に当たっては、調査票情報の秘密保持の徹底を図るなど、引き続き万全な対応を検討することが必要と考えられます。そのため、今後の課題として指摘したいと考えています。

次に、「3 公的統計の整備に関する基本的な計画における課題への対応状況」のうち、①不在世帯等への対応や、オンライン調査の更なる利用促進方策の検討等につきましては、教育団体や経済・労働団体への協力依頼により、昼間不在となりがちな学生を含む若年者層を対象とした周知など、取組の充実を図ることなどから、適当と整理いたしました。

また、②広報の更なる充実化及びオンライン調査に対する理解増進については、前回調査における取組を継続しつつ、更にオンライン回答への寄与度が高いインターネット広報の充実や、スマートフォンのSNSアプリへの広告掲載などといった取組の充実を図ることとしていることから、おおむね適当と考えられます。しかしながら、こうした取組にとどまることなく、引き続き、今回の調査結果を踏まえまして、更なる有効かつ効果的な広報方針について検討するよう、今後の課題として指摘したいと考えております。

最後に、今後の予定ですけれども、本件については、2回目の部会で一通りの審議を終了したところですが、9月2日に開催予定の3回目の部会では、今年5月から7月

にかけて実施されました第3次試験調査結果について報告を受け、今回の変更内容の適否について最終的に確認を行った上で、答申案について審議を行い、9月の統計委員会において答申案をお諮りしたいと考えております。

私からの報告は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。ただ今の報告について、何か御質問等ございますか。

清原委員、どうぞ。

○清原委員 清原です。御説明ありがとうございます。大変丁寧な検討をしていただいで感謝いたします。と申しますのも、この国勢調査は、国の政府において重要な調査であるだけではなくて、市区町村、基礎自治体を含む自治体にとっても重要な調査であるからです。その結果を得るためのプロセスの中で、特に住宅について今回注目していただいたことは重要と考えています。

例えば長寿化に伴う住宅の建て方の質問のところで共同住宅を追加され、最後の方で、集合住宅の中でも特に居住者の安全確保をしているセキュリティー度の高い対象住宅に対しての検討についても丁寧にさせていただきました。これらは今後の課題となっていくと思えますけれども、実際には、来年予定されている国勢調査の中で、集合住宅の管理会社等に対して調査の連携におけるどのような配慮をしていくべきかが課題です。また、自治体の調査員と集合住宅の管理会社との連携や協働の中で、一定の守秘義務や、あるいは個人情報保護が図られるということもあるかと思えますので、こうした問題提起を早めにしていただくことで、実際に主として担当される総務省等々が、丁寧な具体的実査のマニュアル作り等に反映していただけるのではないかと期待しています。したがって、今回検討していただきました部会の丁寧な御示唆がなるべく早くまとめられて、それが具体的に現場へ反映されることを願っております。

以上、御説明を頂いた上での所感を述べさせていただきました。どうもありがとうございます。

○西村委員長 ありがとうございます。

○白波瀬委員 大変ありがとうございます。丁寧に検証を速やかに行って、改善に向けて進めたいと思います。

○西村委員長 ほかにございますか。

それでは、中間報告についてまとめたいと思います。ただ今、御報告にありましたとおり、今回の調査計画では、前回調査の経験を踏まえ、紙の調査票とオンライン回答票IDを同時配布するように見直すこととしており、実査に携わる地方公共団体や統計調査員の負担軽減を図るものであり、その方向性について賛同いたします。

調査実施者においては、今回の変更に伴うオンライン回答率への影響や、地方公共団体等における事務負担軽減効果について、しっかりと検証・分析をし、次の調査実施に向けて、引き続き、見直し・改善の検討を進めていただくようお願いします。

先ほど清原委員が指摘された問題についても、これはもっと直接的な話になりますが、検討していただくようお願いします。

また、これまでの統計委員会でも述べてきましたが、全国民を対象とした大規模調査である国勢調査は、公的統計やオンライン調査への国民の理解を高める上で非常に重要な役割を果たすと考えられることから、引き続き、更なる有効活用や効果的な広報について検討していただきたいと思えます。

次回の部会では、現在取りまとめ中の第3次試験調査結果を踏まえて、今回の変更計画の最終確認を行った後、答申案を取りまとめ、次回の委員会で御報告いただくとのことですので、よろしくお願いいたします。

なお、国勢調査は、公的統計の中でも最も代表的で、かつ重要な調査であり、その中でどのような事項を調査していくかは慎重に検討しなければならないと考えています。他方で、重要な調査であるからこそ、社会状況の新しい動きを的確に捉えることも求められているのではないかと考えます。今後、統計委員会において、このように新しいニーズに対応できる仕組みも考えていくことも必要ではないかと考えています。

それでは、次に、人口・社会統計部会において審議している賃金構造基本統計調査の審議状況について、白波瀬委員から報告をお願いいたします。

○白波瀬委員 よろしくお願いたします。7月26日及び8月5日に開催されました人口・社会統計部会における賃金構造基本統計調査の2回目及び3回目の審議につきまして、資料の2-2に基づき、審議状況も多岐にわたっておりますので、特に議論があったところを中心に報告させていただきます。

初めに、資料の1ページ(1)「報告を求める事項の変更」のうち、2つ目の○、事業所票における「新規学卒者の初任給額及び採用人員」を把握する調査事項の削除についてです。1回目の部会では、厚生労働省から提示された事業所票による初任給額の調査結果と個人票を用いた代替集計結果に1万円程度のかい離が見られるため、その要因を明確にし、当該要因を排除した比較可能なデータを提示するとともに、個人票を用いた集計結果により代替することの妥当性について、データの的に明確にするよう求めたところです。

これを踏まえまして、2回目の部会では、厚生労働省から、かい離が生じている要因として、現行の初任給額は通勤手当を含まないのに対して、個人票を用いた代替集計は通勤手当を含むものとなっている。2点目として、現行の初任給額は、職種などにより初任給額が異なる場合には、調査対象事業所において最も多くの者に適用される額、つまり最頻度を記入することとなっているため、この記入方法による差が生じていることが考えられるという御報告がありました。

そうした上で、個人票による代替集計に移行することによって、こうした最頻度を記入する方法が改められ、個々の新規学卒者の平均値が集計可能になることのほかに、当該事項の削除、つまり事業所によって初任給額を記載していただくことの事項の削除によって、事業所票と個人票の統合が可能となるために、報告者負担の軽減や調査事務の効率化が図られるとの説明が行われました。

それに対しまして、各委員からは、これまで個人票ではなくて事業所票で初任給額を把握してきた背景・理由は何であったのかといった意見や、個人票を用いた代替集計への移行の適否の判断に資するため、更なる基礎的な検証データを提示すべきではないかといっ

た意見、仮に調査票を用いた代替集計に移行する場合にあっては、調査結果の正確性等の観点から、各労働者について新規学卒者かどうかを判別可能な項目を個人票に追加するといったことが必要ではないかといった意見がありました。これらを踏まえまして、次回部会で引き続き審議することとしました。

次に、3つ目の○、個人票における労働者の「最終学歴」の選択肢の細分化についてです。1回目の部会審議において、学歴は労働者の基本的な属性であり、政策的見地や国際比較の観点からも、一般労働者だけでなく、短時間労働の労働者の学歴把握について検討するよう求めたところでした。

これを踏まえまして、1回目及び3回目の部会において引き続き審議を行い、厚生労働省からは、当初、事業所における把握可能性の観点から、短時間労働者のうち、正職員に限り学歴把握を行う変更案が提示されたところでした。しかしながら、試験調査結果では、必ずしも短時間労働者の学歴の未記入率が特別に高くなっているわけではなく、業種によっては一般労働者と回答状況に差異が見られない状況があるといった意見や、短時間労働者の学歴を把握していない事業所が事実あるのであれば、その実態を明らかにすること自体が意義のあることではないかといった意見がありました。このため、再検討を求めた結果、「不明」という選択肢区分を設けた上で、一般労働者に限らず、短時間労働者を含む全ての労働者の学歴を把握することの変更案が提示されたことから、おおむね適当と整理いたしました。

次に、4つ目の○の、個人票における労働者の職種番号（職種区分）の見直し等についてです。1回目の部会では、今回の見直しが基本的に日本標準職業分類と整合のある区分に変更するとされているものの、職業分類上の職種区分が統合されている部分などが見られることから、個々の職種区分の具体的な設定基準を明確にするとともに、現行と新たな職種区分との対応関係について整理することなどを求めたところでした。

これを踏まえまして、2回目及び3回目の部会において引き続き審議を行い、当初の計画では一般事務従事者の区分により把握するとされていた部分について、国勢調査結果において、当該職種に該当する労働者の多くが、政策課題への対応の観点からも、当該区分を細分化する必要について指摘する意見がありました。このため、再検討を求めた結果、一般事務従事者を細分化する変更案が示されたため、適当と整理いたしました。また、今回の見直しに伴って報告者に混乱等が生じないように、各職種区分に該当する職業について、具体的かつ丁寧な説明をしていただくよう求めたところでもあります。

次に、1ページ目の下から2つ目の○の、個人票における労働者の通勤手当、精皆勤手当、家族手当を把握する調査項目の削除についてです。これについては、最低賃金の審議に係る検討の基礎資料とするため、製造業や卸売小売業などの特定産業における比較的小規模な事業所のみを対象に、決まって支給する現金給与額の内訳として、通勤手当、精皆勤手当及び家族手当を把握してきたところでした。しかしながら、調査対象範囲が特定産業に限定されており、規模も限定されていることから、最低賃金以外の利活用には使い勝手が悪いデータとなっており、また、最低賃金の審議には、一般統計調査である他の統計調査結果により代替可能であることから、削除することとしています。

しかし、代替とするとしているほかの調査の回収率が5割にも満たず、データの偏り等の懸念もある中、代替可能性について疑義があることから、本調査事項を削除しても、今後の最低賃金の審議において十分対応可能であることを明確に示すことを求め、その結果を踏まえまして、次回部会において引き続き審議することといたしました。

次に、一番下の○、調査事項の見直しを踏まえた事業所票と個人票の統合についてです。これについては、調査事項の削除等に伴いまして、2種類の調査票を統合するものであり、報告者の心理的負担の軽減及び調査業務の効率化に資するものであることから、おおむね適当と整理いたしました。なお、報告者の見やすさ等に配慮して、調査票のレイアウトを更に見直すことを求めることとしております。

続いて、資料2ページの(3)集計事項の変更です。2回目の部会では、一般事務従事者のように該当者数の多い職種について、その内部的な特出性を改善することから、区分を細分化することについて再検討するように求めたところ、3回目の部会では、学歴別又は雇用形態別のクロス集計の例を踏まえて検討することが提案され、次回部会において引き続き審議することといたしました。

最後に、諮問第127号の答申における今後の課題の対応状況についてのうち、(2)「個人票における匿名データの提供検討」につきましては、平成30年度統計法施行状況報告の審議対象とされていることから、企画部会における審議を踏まえまして、最終的な結論を得ることと整理しております。

今後の予定ですけれども、4回目の部会を明日8月30日に、また、9月10日に5回目の部会を開催いたしまして、残りの審議事項について引き続き審議を行い、9月の統計委員会において答申案をお諮りしたいと考えております。

報告は以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。ただ今の御報告について、何か御質問等ございますか。

それでは、取りまとめたいと思います。ただ今、御報告がありました。一般労働者だけでなく、短時間労働者についても最終学歴を把握するとされたことについては、前回の委員会で申し上げましたとおり、政策的な視点からも重要なデータとなり得るものであり、私も賛同したいと思います。

また、事業所票における新規学卒者の初任給額や、個人票における通勤手当等の各種手当の削除については、部会で丁寧かつ慎重に御審議いただいているところでありますが、今後、代替可能としているとデータが、これまでと遜色のない形で代替可能と言えるかどうかについて、厚生労働省にはバックデータをしっかりと提示して説明責任を果たしていただいた上で、削除するかどうかについての妥当性について、引き続き御審議していただきたいと思います。

○白波瀬委員 ありがとうございます。1点だけ補足いたしますけれども、代替可能性についてということですが、それは過去に対してどう代替かということですが、今、審議しているもう一つの視点としては、将来に向けた報告者の負担軽減、あるいは取ってきた統計自体の正確さが今後どれだけ保障されるかという観点も、同時に加味を

して検討しているということです。

○西村委員長 どうもありがとうございます。正にそのとおりですが、この種のことは、これ自体が相当注目されるデータでありますので、削除したり別のものに変えるということについては、かなり慎重に考えなくてはいけないということと、変えるための理由、更に、変えた後の今後の方向性についての明確な考え方がないと、説明責任を果たしたことになりませんので、そういう意味では、後ろ向きではなくて前向きに考えていただきたいと思います。ともすれば、何か代替できれば、それで少し楽になるということになりがちですが、それでは問題の本質を解決したことにはならず、逆に解決を先送りしたことになるか、解決を遅らせることになってしまいます。先行きどういった情報をどのような形で得るのが一番望ましいのかと考えることが重要です。最適化どうかというのは、これまた違う話だと思うのですが、少なくとも望ましがどのぐらいあるのかについて、データを出し、そして、その上でそれらについて議論をする方向で検討していただきたいと思います。宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 一つだけお聞きしたいのですけれども、最低賃金に関しては、最近、非常に注目されているところで、厚生労働省は、例えば色々な利害関係者が集まって最低賃金等を決めていると思うのですけれども、そうした幅広い利用者に対しても、こうした調査項目を削除し問題ないことを確認された上で、今回の変更を考えておられるのかどうか、その辺も少しチェックされた方がいいのではないかと思います。以上です。

○西村委員長 どうもありがとうございました。その点について、どうですか。御説明をお願いできますか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 正に明日の人口・社会統計部会で、現在、どのように賃金構造基本統計調査が使われているか、最低賃金に関する基礎調査の方がどのように使われているかと、そういったことも含めて説明させていただいて、今後、提案している形で移行していても問題ないといったことを説明させていただければと思っております。

○西村委員長 どうぞ。

○白波瀬委員 賃金構造基本統計調査のデータはこれまでかなり重要な政策の基礎データになっておりますので、審査については非常に慎重にということ。また、そもそも、先ほども申し上げたのですけれども、限定的な職種で、限定的なサイズを対象にしているということ自体がどれだけ正当だったのかといいますか、その背景にあるような理由を少なくとも皆様で共有しながら、その根拠となる理由が現在においても妥当であるのかどうかという基本的なところ。最低賃金に関する実態調査が、一般統計として実施されているので、そのデータが賃金構造基本統計調査という基幹統計の代替にはなかなかならないのではないかというのが、今現在の部会の中での議論の状況です。これについては、厚生労働省に対して更に追加的な幾つかの説明もお願いしておりますので、引き続き議論は進めさせていただきたいと思っています。

○西村委員長 重要な点は、似たようなデータがあるからといって代替すればいいという話ではないということですね。代替に適するかどうかについての明確なものをお願いした

い。特に賃金の構造を調べる調査の中で、賃金構造基本統計調査の中で調べているものと、そういう代替的な調査の中で調べているものとは、かなり性格が違ってくる可能性があります。そういったことを含め、賃金の構造に関するデータを拡充していくことを考えたときに、十分基幹統計である賃金構造基本統計調査の延長に使えるデータと言えるかどうかについて、きちんとした説明をお願いしたいということです。

今、色々重要な点が指摘されましたが、そういったことを含めて、しっかりとした説明責任を果たしていただいた上で、削除することの妥当性について部会で御審議していただきたいと思えます。

重要な審議事項も残っています。まだ残り2回の部会の開催が予定されているようですので、答申案の取りまとめに向けて、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、次に、点検検証部会の審議状況について、河井委員から報告をお願いいたします。

○河井委員 昨日、第10回の点検検証部会が行われましたので、その審議状況について説明させていただきたいと思えます。

昨日は、まず重点審議として、先ほど来出てきております最低賃金に関する実態調査についてと、毎月勤労統計調査の2つの統計につきまして、審議を行いました。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 恐れ入ります。昨日、部会を行いましたので、資料は無い状態で説明させていただいております。

○西村委員長 資料がないけれども、口頭での説明ということです。

○河井委員 口頭説明となります。2つの重点審議に加えて、6月の建議を踏まえて事務局が行った「見える化状況検査」の結果につきまして、報告があり、基幹統計と一般統計についてのホームページでの情報の公開状況についての確認を行いました。基幹統計につきましては、1年前に「見える化状況調査」を行いましたので、その後の状況のフォローアップになります。一般統計につきましては、今回、初めて「見える化状況検査」を行った次第です。

結果についてですが、基幹統計につきましては、11の統計で改善が図られたことを確認いたしました。一般統計につきましては、調査対象向けの情報は比較的情報が公開されておりましたが、推計方法とか、あるいは誤差とか、利用者向けの情報につきましては、まだまだ改善の余地があるという結果が出てきております。

続きまして、重点審議を行った2つの統計につきましての審議状況について、もう少し詳しく説明させていただきます。1つ目は、先ほどから出てきております最低賃金に関する実態調査です。部会では、厚生労働省から、大阪労働局で昨年まで極めて不適切な事務処理が行われていたこと、それに対して8月26日付で関係職員の処分が行われたことが報告され、その状況を踏まえて審議を行いました。

委員と専門委員からは、今回の事案は回収率を維持するために行われたことだったわけですけれども、それに対して、「数量的な回収率のノルマを課すというだけではなくて、職員が困ったときに組織内で相談ができる体制を作ることが必要なのではないか」、あるいは、「本事案を重大な問題としてしっかり認識して再発防止に取り組むべき」、「回答をしやす

くすることを通じて再発防止にもつながる」といった意見がありました。

次に、毎月勤労統計調査についてですが、部会の中では、まず関連事項としまして、これは事前にメールで皆様に送られてきていたと思いますが、厚生労働省が8月27日に策定した「厚生労働省統計改革ビジョン2019」の内容について御説明を頂きました。なお、このビジョンの中で言及されている、今後の対応をどうするかという具体的な方策を示した「工程表」ですが、それについては9月中に取りまとめる予定という御報告を頂きました。

この毎月勤労統計調査につきましても、大阪府において調査員が不適切な事務処理を行ったとの報告がありました。本来は訪問して調査をしなければならないところを訪問していなかったといった事務処理が疑われる事案が見付かったことについて、報告がありました。部会では、これらの状況を踏まえて審議が行われました。

委員と専門委員からは、「地方調査の主体は地方公共団体であることは確かだけれども、調査を所管する厚生労働省として、より責任を持った対応が必要なのではないか」といった指摘がありました。また、毎月勤労統計調査はローテーションサンプリングの導入など、業務はこれから一層複雑化、あるいは高度化していくことが予想されております。それに対し、「ドキュメントを作成したり、あるいはプログラムの修正の履行確認等を行うことが一層重要になるのではないか」ということ、集計システムにおいてCOBOLが利用されていることが以前から問題になっていましたが、そこからの「脱却が必要なのではないか」、という意見が出されました。

それに対して厚生労働省からは、調査員による不適切な事務処理防止の観点から、コンプライアンスチェックの導入、調査員が困ったときに相談できる体制の整備、あるいは、こうやったら回答拒否が回避できたという成功事例、そういったものを、地方公共団体あるいは調査員で共有するような試みを行っていきたいという回答がありました。地方調査につきましては、より分かりやすい情報提供やコミュニケーションの改善などによって、適切な対応を図っていく、集計のシステムについては、COBOLからの脱却を図る方向で検討していきたいという回答を頂きました。

今後につきましては、次回以降の部会において毎月勤労統計調査の重点審議を引き続き行うとともに、重点審議の5つのテーマについて審議結果を取りまとめ、9月の統計委員会で報告をしたいと思っております。以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。今の件について、厚生労働省から補足などがありましたら、お願いいたします。

○鈴木厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当） 厚生労働省です。今般、当省が所管いたします最低賃金に関する実態調査及び毎月勤労統計調査におきまして、職員又は統計調査員が不正を行っていたことが原因となりまして、結果数値の訂正に加え、毎月勤労統計調査におきましては、確報の公表を延期して、統計を利用される国民の皆様方に御迷惑をお掛けすることになりましたことにつきまして、おわび申し上げます。

厚生労働省としましては、8月27日に策定しました「厚生労働省統計改革ビジョン2019」及び9月中に策定予定でございます「工程表」におきまして、再発防止策等にしっかりと

取り組んでまいりたいと思っております。引き続き、関係各府省、それから統計委員会の御指導、御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○西村委員長 ありがとうございます。ただ今の部会報告について、今の厚生労働省の御説明を含めて、何か御質問等はございますか。

今般の件は非常に重いことでもあります。實際上、データの改ざんというのは、元々あるものを改ざんするのですけれども、そうではなくて、これは新しいものを作ってしまうという、捏造です。しかもそれが調査員や地方の職員でどうやら意図的になされてしまったこと、そしてそれを把握できなかったことは重大な問題であり、かつ、それが統計調査の信頼性に対する重大な疑念をもたらす可能性を秘めているということで、統計委員会としても非常に重く受け止めなければいけない問題だと思えます。

それを含めて、色々な形で再発防止策を考えておられるということでもありますし、また、今回の部会でも、そういったものに関しての有効な方策を考えていくことになっております。

ただ、こうした事案が、悪い言い方ですが、ぼろぼろと出てくる状況は非常に良くないと考えております。こうした事が今後起こらないように、厚生労働省を含めたその他の各府省においても、気を引き締め、特にコンプライアンス、それから、それに対する真剣な対応をやっていかなければいけません。統計委員会としても、それを後押しする対策をこれから講じていきたいと考えています。

また、色々な不適正なものが起きてしまうということは、どのように制度を固めたとしても起きてしまうことでもありますので、それらに対しての的確な対処が重要となるわけです。今回の場合は、そういう対処という点では、昔と比べれば、かなり明快な説明責任を果たす姿勢は見えたと評価したいところであり、今後とも、こういったことが起きたときの適切な対処をお願いしたいと思えます。

もう一度、元に戻しますと、最低賃金に関する実態調査において大阪労働局で昨年まで不適切な事務処理が行われていたことに加えて、毎月勤労統計調査において大阪府の調査員による不適切な事務処理がなされていたことが判明し、公表を延期する事態になったわけですが、部会では、それに対して、厚生労働省からの報告があったということでもあります。いずれも、先ほども申し上げましたけれども、統計の信頼を損なう事案であり、まずは部会において、調査の履行確認の徹底や調査票情報の一元管理・保存など、再発防止策をきちんと審議していただきたいと思えます。

また、点検検証部会では、その他の点も含めて、9月には部会としての報告を取りまとめられる予定とのことですので、引き続き、よろしくお願いいたします。

それから、「厚生労働省統計改革ビジョン 2019」の内容についても、部会で厚生労働省から説明があったとのことですので。関連の工程表も近々作成されるということですので、重要な一歩が踏み出されていると思っております。方向性として本委員会の提言とも整合的であるということですので、私も同様の感触を持っておりますが、今回のビジョンを着実に実行に移すことに加えて、進捗状況や状況の変化等を勘案して、フォローアップ・見直しを図ることが重要であると考えております。厚生労働省におきましては、その点に十分注

意して対応していただきたいと思ひます。

それから、更に、3月に統計委員会から厚生労働省に3つの項目に関して情報提供を求めましたが、まだ十分な回答を頂いておりません。その回答を引き続き要望いたします。情報提供要請項目としては、第1に東京都・500人以上の部分の復元について、第2に不適切処理の経緯について、第3は再発防止策ということです。

特に3の再発防止策については緊急性がありますし、このビジョンの記述だけでは抽象的ですので、厚生労働省も工程表を作成されるということですので、9月の統計委員会で回答いただくよう要請したいと思ひます。

それでは、次に、国民経済計算体系的整備部会の審議状況について、宮川委員から御報告をお願いいたします。

○宮川委員 8月23日に行われました第17回国民経済計算体系的整備部会の審議状況を報告いたします。資料2-3と席上配布資料を適時御覧ください。なお、資料2-3のページ番号は、ページの中央の下に45分の1、2、3と表示しております分子の部分ページ数として使うようにいたします。

第17回国民経済計算体系的整備部会におきましては、(1)平成30年度統計法施行状況審議、(2)生産面の四半期別GDP速報等の検討状況について、(3)SUTタスクフォース会合における審議状況報告、(4)季節調整について、の4つについて、審議をいたしました。このうち、平成30年度統計法施行状況審議については、明日の企画部会で報告いたしますので、残りの3つの議事について、本日、報告いたします。以下、概要を説明いたします。

1番目に、生産面の四半期別GDP速報等の検討状況についてです。内閣府から生産面の四半期別GDP、生産QNAの課題について御報告がありました。やや技術的な内容となりますので、詳細は割愛いたしますが、産出額に対する付加価値の比率を暦年内で一定とするため四半期分割をすると、第1四半期に誤差の調整が集約されてしまうという問題があります。そこで、これを統計的な手法を用いて滑らかに接続、すなわちスムージングする方法を検討するとともに、法人企業統計を利用して付加価値比率を計測し、これと比較検証することも予定しているとのことでした。

委員からは、「生産QNAが注目されるのは直近の値と考えられるが、ここをスムージングしてしまうと、そのスムージングの効果と経済の変動が混在してしまうので、実勢を見にくい。直近値についてはスムージングせずに横置きのままとした方が実勢を捉えやすいのではないか」などの意見が出されました。このため、内閣府には、こうした点を踏まえて検討を進め、次回以降の部会において報告するよう要請しました。また、前回部会において報告を要請した各国の状況、具体的には公表する産業分類の細かさや改定状況などについて、次回の部会での報告を要請いたしました。

2番目、SUTタスクフォース会合における審議状況報告についてです。SUTタスクフォースでは、資料2-3の8から42ページにありますとおり、建設・不動産、医療・介護、教育分野等の統計整備に係る検討、SUT・産業連関表の基本構成に係る検討、の2つにおいて審議されました。技術的な内容もあり、また時間の都合もありますので、詳細

は省いて報告をいたします。

建設・不動産、医療・介護、教育分野等の統計整備に係る検討の検討につきましては、大きく分けて2つの報告がありました。2015年産業連関表への反映を目指す課題。まず1つ目に、2015年産業連関表への反映を目指す建設・不動産、医療・介護の課題についての報告です。建設・不動産分野では、国土交通省から2015年産業連関表において推計方法を見直した結果が報告されました。詳細は、23ページの下の部分から25ページの上半分の部分です。

国土交通省は基本計画に記載された課題を踏まえ、1. 建築物のリフォーム・リニューアル、2. 非住宅の売買取引の仲介手数料、3. 分譲住宅の販売マージン、4. 非住宅不動産の賃料収入について、推計見直しを行ったとのことです。これら4つの見直しはいずれもこれまでの審議結果に沿った適切なものであることから、部会としても了としました。なお、これらの見直しにより、付加価値額は10兆円弱の増加になったということです。

続いて、医療分野について、厚生労働省から2015年産業連関表への反映結果に関して報告がありました。詳細は、27から29ページを御覧ください。

これまでのSUTタスクフォースでの議論を踏まえ、1. 社会医療診療行為別統計を活用した医療品の投入係数の推計見直し、2. 介護事業経営概況調査を活用した介護の推計見直し、3. 行政記録情報を活用した社会福祉（国公立）及び保育所（公立保育所）の推計見直しを行ったとのことです。これら3点につきましては、いずれもこれまでの審議結果に沿った適切な見直しであることから、部会として了といたしました。これらの見直しにより、推計精度の向上となりますが、特に医薬品については、推計方法について、あくまで係数調整前の概算ですが、7,000億円前後の付加価値額の増加になります。先ほども申し上げましたが、2015年産業連関表においては、国土交通省の推計見直しによって10兆円弱の増額となりますので、これらを合わせると、10から11兆円程度の付加価値額の増加が見込まれることとなります。

続いて、2020年産業連関表等への反映などを目指す課題についての報告です。初めに、5分野関連です。建設・不動産の関連では、国土交通省から3点の報告がありました。技術的な内容のため、詳細は割愛しますが、第1に、建築着工統計の補正調査について、より精度の高い建築投資額の把握を実現するため、標本設計をはじめとする調査全体を見直し、建築工事調査（仮称）として、新たな統計調査を実施する計画であること。また、既に試験調査を実施しており、その結果明らかになった実査上の課題についても対応を検討していることが報告されました。13ページから14ページになります。

第2に、工事の進捗パターンの見直しについてです。平成30年度に6年ぶりに実施された建設工事進捗率調査及び調査結果から得られた工事進捗率の暫定試算値について報告がありました。この結果、一例ですが、土木工事のうち、道路工事予定工期6か月では、1か月程度の後ずれが見られたとのことです。これは15ページにございます。

第3に、建設工事施工統計調査について、評価分科会での検討中の推計方法の見直しについて、御報告いただきました。現在、非回答を生産なしとみなして、実態としては過小推計となっております。これを経済センサス-活動調査との比較検討等を行った上で、推計

方法を改善するというものです。これにつきましては、16 ページから 22 ページに記載されております。

部会としては、これらの報告を適当としたタスクフォースの結論を了としました。同時に、補正調査を活用して、工事の進捗率パターンの見直しをできるだけ早く進めてほしい。工事の進捗率パターンの見直しの結果を建設総合統計にできるだけ早く実装するとともに、その際には必要な期間について遡及改定することが望ましいとの指摘を踏まえ、これらの点について、次回以降の部会に報告するよう要請しました。

続いて、医療・介護分野に関して、内閣府から御報告がありました。具体的には、昨年 6 月の S U T タスクフォースで審議した際に指摘があった、医療部門における中間投入比率の推計方法に係る再検証の結果です。内閣府からは、再検証の結果、医療及び介護分野に関して、次回の基準改定では現行の推計方法を維持する、その上で、次回基準改定以降は、経済構造実態調査の実施状況を見ながら、医療経済実態調査及び介護事業経営概況調査と併せて、それら基礎データの利用可能性を総合的に検証するとの提案がありました。これは、33 ページの上半部分にまとめられております。これについて、内閣府の提案を妥当と判断したタスクフォースの結論を、部会としても了といたしました。

教育分野については、文部科学省から今後の工程表の御報告がありました。詳細は 41 ページを御覧ください。この工程表は、これまでの S U T タスクフォースにおける議論を踏まえた内容であることから、この方向性を了としたタスクフォースの結論を了といたしました。

3 番目 S U T 産業連関表の基本構成に係る検討について、総務省から今後の進め方が報告されました。詳細は 42 ページを御覧ください。この進め方に関しては、委員から、投入調査についてサービス分野だけでなく他の分野も交えて総合的に検討すべきとの御指摘がありましたが、タスクフォースとして方向性については適当と整理したとのこと。部会としても、了といたしました。

4 番目季節調整について。内閣府から季節調整方法について報告がありました。これは前回部分において委員から Q E の季節調整においてうるう年ダミーを導入することについて指摘があったことを踏まえ、部会として内閣府に報告を要請したものです。44 ページを御覧ください。

内閣府からは、1980 年からの簡易遡及系列を用いて、耐久財・半耐久財・非耐久財・サービスの形態に分けて検証した結果、非耐久財についてはダミーが有意になるとの検証結果が得られたことから、非耐久財についてうるう年調整を行いたいとの方向性が示されました。部会として、非耐久財についてうるう年調整を行うことは適当と整理いたしました。

また、委員からは、今回の季節調整方法の見直しについては、事前に十分な周知を行う必要がある。うるう年となる来年のデータも加えて、改めて検証をしてほしいなどの指摘がありました。このため、次回部会において、事前の公表方法について具体的に報告を行うこと、今回の検証についてのバックデータを提示することを、内閣府に要請いたしました。また、来年 1 - 3 月期のデータがそろった段階で再度検証を行い、部会に報告するよう、内閣府に要請いたしました。

私からの報告は、以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。ただ今の御報告について、何か御質問等はございますか。非常に広範囲にわたっているので、なかなか難しいのですが。

それでは、取りまとめに入りたいと思います。生産側QNAについては引き続き検討が進められているということですが、本取組は基本計画において2019年3月末までに結論を得るとされているものであります。したがって、内閣府は検討を一層加速するようにお願いいたします。

次に、SUT関連ですが、2015年産業連関表では幾つかの重要な改善が図られたということです。各府省が精力的に取り組んだ結果であり、いずれも適切な見直しと高く評価したいと思います。また、付加価値で10兆円から11兆円という増加が見込まれております。これについても十分周知徹底その他が必要ですし、SNAにも影響しますので、遡及方法も含めて、しっかりとした検討をお願いしたいと思います。

その他、5分野関連でも着実に見直しが進められているとのこと。道のりは大変長いものではあります。いずれも重要な点ですので、各府省はよろしくお願いいたします。また、建設工事の進捗パターン見直しは、現在の景気動向を把握する上でも非常に重要な課題となりますので、早期の実装に向けて検討をお願いしたいと思います。

最後に、QEの季節調整です。うるう年要因を取り込むとのことですが、来年の1-3月期の速報は注目を集めるということが予想されているだけに、適切な対応であると考えています。なお、部会でも指摘があったとのことですが、今回の変更については、利用者に対して事前にしっかりと周知するように、私からもお願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。毎月勤労統計調査についてです。本日は、まず、東京都の全数調査が再開された6月分の公表値について、従来の抽出調査に基づく公表値との差異などの影響について御報告いただきます。次に、前回までの審議に引き続いて、平成16~23年までの遡及データの推計方法の検討状況について、審議を行います。

では、厚生労働省から御説明をお願いします。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計監理官（雇用・賃金福祉統計担当） では、資料3に基づきまして、説明させていただきます。「毎月勤労統計調査について」という資料でございます。

1枚おめくりいただきまして、まずは、令和元年6月分調査で、500人以上規模の事業所について全数調査を実施した結果です。6月分の結果の公表ですけれども、毎月勤労統計調査は、まず速報がございまして、8月6日に速報を公表いたしました。その1週間前の7月30日に、前回のこちらの統計委員会で御指摘のありました予告と申しますか、どのようなものを公表するかをホームページ上において公表した上で、速報の公表を実施いたしました。その後、本来ですと確報の公表が8月23日の予定だったのですけれども、先ほど点検検証部会のごとく御報告がありましたように、大阪府において不適切な事案がありましたので、翌月曜日8月26日に遅れての公表となりました。公表は終了しております。

資料を1枚めくっていただきまして、3ページを御覧ください。まず、確報の15ページに掲載している参考資料2です。字が小さくて恐縮です。一番上のところは、今回の全数

調査を実施したことと、それに伴って、今までと比較可能となるような抽出調査部分の集計も、5月以前のものと比較可能なものとして集計したことの概要を示しており、その結果が真ん中以降の表になっています。

この見方ですけれども、就業形態計と記載してあるところの下を御覧いただきますと、本系列という数字と抽出調査系列という2つの数字が並んでおります。このうちの本系列というのが、500人以上を全数にしたものも含めた全体の集計値、そして抽出調査系列というのは、東京都の500人以上規模の事業所につきまして、抽出のままとした場合の仮定での集計値でして、この2つを並べて比較できるようにしています。また、この二つの間にどの程度の差分が出ているかにつきましては、その下の表となっています。

差分を記載した表は、例えば現金給与総額で言いますと、差額として1,542円、本系列の方が高かったという結果となっています。あるいは、前年同月比で言いますと、上の表を見ていただきますと分かりますけれども、前年同月比は現金総額で、本系列の場合は0.4%増、抽出調査系列では0.0%となったということです、その差分は0.4ポイントということが下の表に記載しております。これを就業形態計、一般労働者、パートタイム別に、現金給与総額、きまって支給する給与等々、あるいは時間、常用雇用別に掲載しているのが、この表です。

このように公表させていただきますとともに、次の4ページですけれども、前年同月比についてのみ、前ページの表をまとめたもので、6月分の前年同月比を項目ごとに並べております。これは、一番上が本系列、真ん中が抽出調査系列で、その差分を下に記載しております。これは今月は6月だけですけれども、来月は、この下に7月、その後、8月、9月等の時系列で比較できるような表を、確報の16ページに掲載し、今後、毎月公表していきたいと考えております。

では、今回、先ほど申し上げたように、現金給与総額で0.4ポイントの差が出ていたわけですけれども、その辺りにつきまして分析したものを、戻っていただいて恐縮ですけれども、2ページにまとめておりますので御覧ください。

ここの上のところに概略が記載してあります。特に2つ目の○ですけれども、令和元年6月分調査結果について、本系列と抽出調査系列の差分を見ると、現金給与総額において、5人以上規模事業所でプラスの1,542円、500人以上規模事業所で1万990円となっていて、これを内訳別に見たものが、その下の表です。御覧いただいておりますとおり、事業所規模計で申しますと、差分が基本的にはプラスで出ているということです。現金給与総額でプラスの0.3%、きまって支給する給与で0.2%となっています。

これは、先ほど見ていただいた前年同期比の伸びが0.4%ということで、紛らわしいのですけれども、先ほど前年同月比で見た場合の数値の差は0.4%ですけれども、そのもの本系列と抽出調査系列の金額そのもので見ると0.3%と、近い数字にはなってはいますが、違う数字が出ているので、誤解なきようお願いいたします。

それを500人以上規模事業所だけで見たものが次の表です。こちらは金額が少し大きくなっておりまして、それに併せて差分もプラス1.5となっております。いずれにしても、これはプラスで出ているということですので、これにつきましては、今年1月、サン

プル入替えを行った際に、マイナスのギャップが出ました。現金給与総額でマイナス 0.9% となったのですけれども、それは抽出から抽出へのサンプル替えによる影響が出ていたわけです。今回、全数に戻すことによって、その部分が少し戻ったのかと思っております。

この1月のときに、規模別かつ産業別という分析をしたのですけれども、それと同じように、今回、本系列と抽出調査系列で、どういう内訳になっているかを分析いたしました。具体的には、左側の真ん中の表の 500 人以上規模事業所の現金給与総額の 1.5%、それからきまって支給する給与の 1.1% について、産業別に寄与度で見たものが右の表です。

現金給与総額の寄与度 1.5 を分解した場合には、寄与率で見えていただいた方が分かりやすいかもしれませんけれども、寄与率 100% の内訳として、数値的に大きくなっておりますのは、金融・保険業でマイナス 60%、それから情報通信業でプラスの 59% というものが出ております。あと、建設業ですとか卸売業、小売業でも高い数字が出ています。医療、福祉辺りも出ている。

きまって支給する給与も同じように分析しましたところ、少し表れている産業に違いが出ていますけれども、きまって支給する給与で申しますと、卸売業、小売業が 42% と高くなっています。また、不動産業・物品賃貸業でも 25% の数字になっております。

今回、6 月ですので、ボーナス、特別給与の影響が結構出ておりまして、ボーナスが高く出た産業と出ていない産業の影響も、この差として出ているのもございます。ただ、いずれにしましても、500 人以上規模事業所、大規模なところは、そこが調査対象になるかならないかと、一つの企業がなるかならないかという影響は大きく出ていると思っております。

ちなみに、左側の下のところに、回収率の数字も御参考までに記載させていただきました。事業所規模計の 6 月で申しますますと 80.3% ということで、500 人以上規模事業所につきましては 77.1% で、今回、全数になったことの影響が心配されましたけれども、5 月とほぼ同じぐらいになっています。

御参考までに、3 月と 4 月が低くなっているのですけれども、これにつきましては、大型連休が 4 月の終わりから 5 月初めにあり、10 連休となりましたので、その関係で、締切りの期日が若干例年より早めになったことですとか、あるいは、企業の作業をする期間が短かったということもあって、少し数値が下がってしまったのではないかと認識しております。結果として、5 月、6 月は少し戻った状況ですけれども、十分な回収率とはまだまだ言えないと思っておりますので、引き続き我々としては、事業所に対して協力を依頼し、少しでも高い回収率となるように努めてまいりたいと思っております。

以上が、500 人以上事業所の全数調査の結果分析等です。

続きまして、5 ページからが、ずっと御審議いただいております遡及推計です。これにつきましては、検証が進んできていることもございまして、改めて現状について整理させていただいたのが 6 ページです。6 ページは、3 つの課題と申しますか、必要な推計値について、現在の状況を改めて記載させていただきました。

まず、①の、平成 19 年 1 月分のギャップ修正のための旧対象事業所の集計値の推計につきましては、現在、検証ということで、平成 27 年 1 月分のデータを使って、推計方法の検

証をやっております。指数を作る必要がある産業、ギャップ修正は指数がある産業に対して行うものですので、その対象産業は84産業ございまして、前回までの作業で39産業については検証を終了させていただいております。今回、13産業について検証の報告をさせていただくとともに、引き算すると分かりますけれども、残りの32産業の内訳につきましても16ページで改めて説明させていただき、今の進捗状況は、こういうものであるということです。

それから、②の、新産業分類変更に伴う抽出率逆数につきましては、前回までで、毎月勤労統計調査のデータを使うか、事業所・企業統計調査のデータを使うかの判断をする段階まで参りましたので、今回、それについての選択案を提示させていただきましたので、後ほど説明させていただきます。

③の雇用保険データの補正率につきましては、検証は終了しています。

では、次に、具体的な①の方法の状況について説明いたします。まず、7ページ、これは今までの整理です。ギャップ修正のための旧対象事業所分の集計値の推計を、全国及び東京都の公表値等を用いて代替的な方法で推計を実施しているもので、具体的な推計の方法、推計に使う式とかにつきましては8ページ及び9ページで、既に説明させていただいておりますので、省略いたします。

10ページからは、具体的に5つの場合分けをして推計をするというところです。それについて、今までの結果を簡単に掲載させていただいております。最初のところが、東京都の抽出率逆数が1と判断されるものについての検証を行ったものです。下に記載してありますけれども、これについて19産業の検証を終え、この(1)の場合分けについては、ほぼかい離がゼロに近い形で推計できるという結論です。これは順調に推計できるということです。

それから、続きまして、11ページは場合分けの(2)で、抽出率逆数は1ではないのですけれども、東京都が旧集計結果を公表している場合には、それを活用できるということで、下の結果にありますように、12産業について検証を行いました。一部、(1)と重複しておりますけれども、その結果がこの表のとおりでございまして、1に比べますと若干かい離が大きいところもございまして、この程度のかい離という念頭の下に、推計は可能という整理です。

続きまして、12ページ、今度は場合分け(3)で、抽出率逆数が先ほどの(1)のような1ではないですけれども、平成19年1月の時点では抽出率逆数が1になると考えられる場合ということで、これにつきましても10産業について検証し、(2)よりは精度の高い感じで、1,000円から数千円程度のかい離で抑えることが可能ということで、有効な方法として問題ないであろうというものです。

続きまして、13ページ、(4)の場合分けということで、差分で、残差で推計できる可能性のあるものです。これにつきましては、14ページ、残っている産業についての積み上げ状況を整理しました。これを見ていただきますと、単純に引き算だけで出すというよりは、積み上げだけでも推計値のない産業が複数存在するという状況になっており、この(4)で、そのものを単純に引き算で出せる産業はないですが、これをベースに、次の(5)

の中の内訳で推計する方法に行けると整理しました。

ただし、産業大分類自身の数字がないところ、真ん中の表で申しますと、数式の一番左側のところですが、そこで大分類がDとかEとか記載してありますけれども、そのうちで黒字になっているEとMとPにつきましては、元の産業そのものの推計値が出ていません。下の四角に記載しておりますけれども、この3産業、E、M、Pについては、そのものの推計が必要となります。これについて、今、作業を進めているところでして、今回はまだ報告できるところまで進んでおりませんので、次回、報告させていただく予定です。

次が（5）の場合分けで、今回のメインになるところですが、今の差分の中で、積み上げを構成する産業について推計をする作業を進めていくものです。この後、報告させていただきますけれども、ただ、E、M、Pについてはまだできませんので、次回と真ん中に記載しております。

なお、私もEの中に、E1、E2、E3という産業を設定しております。下の注にありますけれども、消費関連、素材関連、機械関連で、これはそこに記載してある中分類の積み上げになっており、分解して推計を出す形で報告させていただきたいと思っています。

という5つの場合分けで、（5）のものについて報告する前に、進捗状況の整理をもう1回ここでさせていただきたいと思ひまして、16ページでございます。最初のところで申し上げましたように、平成27年1月につきまして、指数を作成する産業は84ございます。前回までに39産業、今回は13産業ということで、残りが32産業になります。この32産業については分ける方が適当というものがございまして、それは、調査産業計を構成する産業になるものと、もちろん実際の内訳ではあるのですが、独立して推計できる、足し算するものとは別に特記している産業というのがあり、その数が、84産業のうちで、構成する産業、積み上げになるものについては60産業、そうでない独立した集計、その一部分を特記しているという性質のものが24産業ありました。このうち60産業について推計ができますと、調査産業計を足し上げることができることとなりますので、まず優先すべきものと認識しております。

その60産業につきましては、内訳で言いますと32産業は前回までに終わっておりまして、13産業について、本日説明いたします。残りが14産業ございますけれども、この14産業については、次回、全て検証ができると考えておりまして、調査産業計という一つの部分も併せて、足しますと、全てで60になるということで、調査産業計を作る構成につきましては、次回までで検証は終了させたいと思っております。

なお、残りの独立している24産業につきましては、今まで終わっている産業が7あるのですが、引き算しますと残り17産業ありますので、これについての推計は進めさせていただきたいと思ひますが、優先順位的には後に回しまして、本体の推計をやりつつ、ここの部分も並行してやるという方向で進めたいと考えております。そのような進捗状況だということを念頭に、御審議いただければと思ひます。

では、今回やります5つの場合分けの（5）に当たる部分についての具体的なものを、17ページ以降で説明させていただきます。ここについて、前回議論いただいたときに、2

段階で推計する方法で計算していたわけですが、西村委員長から御示唆がございまして、1段階でできる方法があるということで、その方法を整理したものが17ページです。具体的には、労働者数と賃金の積、単位産業につきまして、労働者数と賃金の推計値の積、それが従来の公表値のものと比率が一定という前提の下、式で言いますと17ページの下から2行目のところにある式ですが、 $a_1 \times R_1$ を $A_1 \times L_1$ で割ったもの、これが一定であるという仮定をして計算すると算定できるということで、これは1段階で全てが計算できるというものです。

また、別な方法として前回我々が行っていたものが、次の18ページです。これは労働者の要素を別にし、賃金の推計値の比率が一定という前提のもので、仮定の前提の厳しさが違うものになりますけれども、一方で、その時点で労働者の要素が入りませんので、2段階目として、2次推計値として労働者による加重平均を行う必要があるというもので、その2つのものがありまして、この2つの方法についての検証を併せてやっているのが、今回です。

では、具体的な結果ですが、次の19ページです。これは前回にお示ししましたIについてでございます。卸売業、小売業ですね。ここについてのやり方で、1段階方式と2段階方式、かつ、推計を使うときに、従来の公表値を使うのか、再集計値、ただし、その当月につきましては再集計値がございませんので、近い月である前月、あるいは1年前の同月、更には前年平均というものの4つのパターンを考えたわけですが、そこを使った場合の推計値を計算したのが、この表です。

なお、どれが適切かという一つの判断として、Iの数値はもう確定していますので、問題はI-1とI-2をどう評価するかになりますので、Iについて、真の値とのかい離率は出ております。例えば、Iのところで見いただきますと、1段階方式の、上の表の従来の公表値のところでは9,591円というのが出ております。そのかい離率で申しますと、2.6%になります。これは固定ですが、I-1とI-2がそれぞれどれぐらいかい離するかということで、この2.6と3.7の差の絶対値と、それから2.6と0.7の差の絶対値を足したものが、下のかい離合計と我々示しているもので、それが3.0。平成26年12月分の再集計値を使った場合には1.9、あるいは順番に2.0、3.6になります。

それから、2段階方式でやった場合には、下のところになりますけれども、それぞれ1.7、1.7、2.0、0.2と一番下に記載してあります。一つの目安として、これの一番小さいところはどこになっているか、この場合、黄色く塗っております2段階方式の平成26年平均値の再集計値を使った推計値のところは0.2と、一番小さくなっています。このような形で、これをどう評価していくか、他産業についても計算していく形で考えております。

なお、次の20ページは、分析の途中で恐縮ですが、そこで使う労働者数につきまして、平成27年1月分の検証時点においては東京都の公表値が存在するのですが、実際に推計する平成19年1月については、500人以上規模事業所について結果が公表されていけませんので、その場合には、当然、推計をするということで、9ページに記載しております数式を使ってやることになります。結果数値がある場合と、推計をしない場合での

評価も、今回、平成 27 年でさせていただいて、実際やったものが、次の 21 ページのところです。この 21 ページと 19 ページ、同じ I について同じような表が出ております。これは推計した結果でやるとどうなるかということでございますけれども、結果的には、若干数字はぶれますけれども、似たような動きになっております。推計でやる分についても問題がないだろうということで、そこだけ確認した資料です。ですので、これ以降は、推計でやった 21 ページ以降のページを見ていただければ結構かと思えます。

21 ページが、I について算出したものです。労働者の従来公表値ベースと再集計値ベースで、東京都がどれぐらいの労働者割合を占めているかを見る参考値として、左側の上から 2 番目の表を追加させていただいております。従来公表値と再集計値ベースで、労働者が大きく変わるかわからないかも影響があるのではないかとということで、I につきましては、その差が 0.089 ぐらいになりますので、そう大きなものではないのかと思えますけれども、それで見ると、結果はこのような形になっています。

次に、22 ページ、今度は D でございます。D も同じような計算をして、ポイントだけ見ていただきます。かい離の合計のどこが小さく収まっているかで見ますと、この場合は、1 段階方式でやった場合の、平成 26 年 1 月分の再集計値を使ったものが、かい離が小さく収まっています。

続きまして、23 ページは、今度は産業 L についてです。今度は 1 段階方式で見た場合に、平成 26 年の平均値を使った方がいいと。1 段階方式でも、従来公表値のところは結構大きくなってしまっている、あるいは、2 段階方式ですと、前年同月を使うと大きくなっていくというところで、非常にかい離合計の判断が難しくなっています。なかなか傾向がつかめない状況です。更に 24 ページが O でございまして、産業 O につきましては、黄色になっているのが 2 段階方式の平成 26 年平均ですけれども、それぞれ見ていきますと、ここは極端に大きなかい離合計にはなっていないですけれども、決め手となるほどのこの方法がいいというのも、なかなかつかみにくい状況です。

更には 25 ページ、R です。これは、その他の R である RS というのがございまして、この影響もあろうかと思えますけれども、1 段階方式ですと、かなりかい離が大きくなっているのが見られる一方で、2 段階方式も大きくはあるのですけれども、2 段階方式は相対的には抑えられています。ただし、1 月分を使ったところが無難か、若しくは従来公表値を使っても 8.9、下の方ですけれども、平成 26 年 1 月の場合は 8.7 ということで、この辺りが比較的かい離がそれほどぶれていない部分と思っております。

このように検証した結果、あまり明確にこうだとはなかなか言い切れない部分もありますので、それらについて整理させていただいたのが 26 ページです。推計方式として 2 方式、それからデータの取り方としては 4 通り、計 8 通りの推計を試みたのですけれども、一部極端なのはありますけれども、大体それぞれで一定程度のかい離で抑えられた部分はあるのかとは思っております。

実際、今、申し上げました目安としてのかい離合計ですけれども、どれが有効かというところ、推計方式別に見ると、1 段階の方が小さくなっているのが 2 産業、2 段階の方が小さくなっているのが 3 産業ということですし、どの時期を使うか、データの使う時期でいい

ますと、1年前の1月分の再集計値を使ったのが小さく収まったのが2産業、平成26年度の平均値を使ったのが3産業ということで、なかなかこれという形にはなっていません。特に真ん中のなお書きのところは、先ほどの東京都の労働者の構成比がどれぐらい動いたかを見た場合に、全然影響がないD08と、それからD06の方は結構大きくなっており、どう影響しているのかも、なかなか単純には出ていないという状況です。

産業のうちで、特にRにつきましては、1段階方式と2段階方式のかい離がかなり大きくなっており、労働者数の変動が結構大きいこと、あるいは産業間、内訳の産業の中での賃金格差が大きいということで、そういった場合には、労働者数を使って推計する1段階方式の影響が、多分、大きく出てくるのではないかと考えられます。

結論から申し上げますと、今回の検証で、この部分が小さく出ているから、その方がいいのかというのが、平成27年の検証ではこうだけれども、実際やる平成19年のときに同じ傾向が出るかどうかは、言えないのがこの検証の悩ましいところです。結論的には、こういう方法であれば一定程度の推計は可能だということで、あとは原則を決めるしかないかと思っており、我々としては、そちら記載してありますように、推計方式としては原則として1段階方式でやる。それから、使用する推計値も、この結果で申しますと、平成26年の平均値、前年の平均値辺りを使うということで、まずは作業を始めるのがいいのではないかと考えています。

ただし、今回推計を行う平成19年1月について、従来の公表値は存在しますので、それを一つの目安として、そこから大きくかい離が出るような場合には、推計方法を変える、2段階方式を用いる、あるいはデータを使う部分を変えるという形はきちんとチェックしていくこととなりますので、この(5)番の方式については、このやり方でやれば問題ないだろうという段階まで詰めることは難しく、実際の推計作業の中でチェックをしていくという考えで進めさせていただければというのが、今回の結論です。以上が①の方法です。

次の27ページからは、②の新産業分類での抽出率逆数です。これにつきましては、27ページの下のところにございますけれども、毎月勤労統計調査の調査票情報から得られる事業所数を使ってあん分計算をするのがAパターン、それから、事業所・企業統計調査の調査票情報から来る事業所数であん分をするのがBパターンで、それについて計算をしていくというものです。

28～29ページは、前回お示ししているものでして、30ページも同じです。今回、この2つの数字が並んだものについて、どちらを採用するか何かの目安がないか計算しておりますのが、32ページです。

このページは、今回、規模別で、かつ産業別にあん分が必要となるものを並べております。これにつきましては、毎月勤労統計調査がどの程度の回収率であったかというものです。産業規模区分で若干差が出ており、高いところでは100%というところがございますけれども、低いところでは60%台というところもあり、これでその毎月勤労統計調査のデータが使えるか使えないかの判断をさせていただきたいと考えております。

ここに太字で記載しておりますけれども、新産業分類による全国の回収率が80%以上の産業分類につきましては、毎月勤労統計調査の個票データを使った推計結果を、80%未満

の産業分類については、事業所・企業統計調査のデータを使って推計することに決めてはどうか、という案で提示させていただきたいと思っております。

実際、それを計算した結果がどうなるかが、33 ページのところからです。今回、あん分による新産業分類の抽出率を決める必要となる部分を列挙しております。表の真ん中に平成 21 年 1 月分の調査での産業分類による全国の回収率を記載しております。80%以上のところを黒字としております。その右に 2 つの数字が並んでおりますけれども、そのうちの毎月勤労統計調査の個票データを利用する場合を使って、赤字となっているものを採用したいと考えております。

余り大きな差はないのですけれども、どちらにするかという判断を、この抽出率でやりたいということです。この 33 ページで申しますと、一番下の新産業分類での生活関連サービス業につきましては、回収率が 69.2%と低いので、これは事業所・企業統計調査を使うということで、記載しております。ここは両方とも「1」となりますので、余り意味はないのですけれども。

そのような考え方で、34 ページを御覧ください。東京都における、100～499 人規模事業所のうち上に記載されています新産業分類での「繊維工業」については毎月勤労統計調査側の数字、その下に記載されています新産業分類での「木材・木製品製造業（家具を除く）」については事業所・企業統計調査。同様に、30 から 99 人規模事業所において回収率が赤字になっているものについては向かって右側の事業所・企業統計調査を用いた数字、回収率が黒字になっているものについては向かって左側の毎月勤労統計調査を用いた数字を使うことで整理させていただいて、最後の 35 ページまで記載しております。この方法で決めて進めていくことでいかがかという形で提示させていただきました。

なお、回収率 80%自身にどのような根拠があるのは、なかなか難しいところではありますけれども、一つの目安として、毎月勤労統計調査が、先ほど御紹介させていただきましたけれども、80%程度の回収率は確保している調査ですので、平均的な回収率以上の分については毎月勤労統計調査を使う、それより低くなっているものについては、信頼性が低いということで、事業所・企業統計調査を選んだという理由で考えたと御理解いただければと思います。

資料 36 ページ③につきましては、先ほど申しましたように、雇用保険データによる補正率についての検証は終了しております。②の部分が確定いたしますと同時に、実数の推計が可能になると思っておりますので、本日の説明を御了承いただけましたら、更に作業を進めていきたいと考えております。

長くなりましたけれども、説明は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の報告について、何か御質問、御意見等はございますか。野呂委員、どうぞ。

○野呂委員 500 人以上規模事業所の東京都における全数調査の新しい系列を作られるという前回のお話のとおりやっただきまして、e-Stat も拝見しましたけれども、大変御苦労をされながらも御丁寧な御説明で、ありがとうございます。

どう説明しても難しい話だと思うのですけれども、少し細かい点で気付きました点を、

申し上げます。個々の御回答は結構です。1つは、500名以上規模抽出調査系列、今度の時系列表ですけれども、1952年から2019年までの毎月の数字の1カ所しか数字が入ってなくて、あとは全部空白になっているという辺りにつきましては、なぜ空白かという理由がほしいところです。もう一つは、共通事業所データの本系列については、先ほどの大阪府の件ですけれども、「令和元年6月を除き、大阪府における不適切な調査票を除外していない数値」としか記載していませんので、今後、過去の5月以前の分も含めて数字を変えるのかどうかのアナウンスがございません。時間がなかったということは分かっているつもりですけれども、今後、もし工夫いただくのでしたら、今回の大阪府の件について余り詳しくない人にも、どこまで詳細に記載するかは別にしまして、アラームだけでも届くような形で工夫いただけたらと思いますので、御検討のほどよろしく願いしたいと思います。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計監理官（雇用・賃金福祉統計担当） ありがとうございます。確かに抽出調査系列自身は、この6月からでございますので、そこだけをピックアップしたものとなっておりますけれども、そこだけしかありませんので、おそらく、サイトを御覧になった利用者の方は御指摘のように感じられると思いますので、説明をきちんと記載するようにいたしたいと思います。それから、共通事業所につきましては、正直申しまして、かなり頑張って作業を行ったのですけれども、まだそこまでできませんでしたので、今回、注を一つだけ入れはしたのですけれども、速やかにまず全部入替える作業を進めておりますので、近々に替えたいと思っております。ただ、作業が完了するまでの間、分かりにくくなってしまうと思いますので、御指摘について検討させていただきたいと思います。

○西村委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

宮川委員、お願いします。

○宮川委員 今の令和元年6月分調査についての確認ですが、参考資料2のところの、全数調査と抽出調査の差のところの対前年比ですけれども、これは本系列のところは、 $y + x$ のデータと、それから前年は x の抽出調査しかないから、 x の抽出調査の部分との比較ということですね。そうしますと、これも意味は分かるのですけれども、ギャップが0.4%、0.3%という部分が、前年の調査が片方抽出調査で、今回が全数調査ですから、前年全数で今年全数というのとは、また違うわけですね。そうしますと、何かこの数字を解釈するとき非常に注意を要するのではないかということです。全数にしたときに0.3%ギャップがあつてプラスになるよ、というようには素直に受け止められないといえますか、前年も全数だったら、もしかしたら上振れしているから、余り前年同月比、変化がないかもしれないという可能性もあるわけですね。もちろん、これは調べられないわけですけれども。その点は何か注意といったことをする必要はないのでしょうか。私が申し上げたいのは、1年たって全数×全数にしてみないと、本当の前年同期比の比較がなかなか分かりにくいのではないかという印象を持ったのですけれども、その点についての御意見をお伺いしたいのですが。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計監理官（雇用・賃金福祉統計担当） 御指摘

についてはおっしゃるとおりかと思っております。毎月勤労統計調査を見るときには、実数と指数といいますか、前年同月比の考え方がございますので、実数の数字を見るものとしては、「前年は抽出やっていました。今年は、6月以降は全数に戻しましたので、そこで単純に比較はできません」というのが、実数を見ていただくときの注意点だと思っております。

その上で、前年同月比はどうかといった場合に、本系列でございますので、前年同月比を示すべきだと考えております。ただ、比較の相手が違うこととなりますので、その注意喚起も含め、今回、抽出系列を提示させていただいているという認識です。

そういう意味では、毎月勤労統計調査の本系列で申しますと、前年同月比は、この例えは0.4%となっているのですけれども、これにつきましては、前年度の調査方法が違っているので、そこに差が出てきており、留意が必要です。では、留意するのにどう考えたらいいかというための参考値として、前年と比較できるのは、両方とも抽出したものとすることで同じ条件になりますので、それを御覧いただいて、その上で御活用いただければ、と思っております。

○宮川委員 分かりました。

○西村委員長 御指摘の件は複雑に変えていますので、すっきりした形では全く説明できないと思われまます。すっきりと説明できるのは来年の今頃ということになります。しかし、来年の今頃まで待ってくださいとは言えませんので、こうした情報はできるだけ提供する、という形になります。

ですから、確かにこれはますます分かりにくくなったと言われるのですけれども、仕方がないという感じで、ただ、情報だけはきちんと提供しようということです。非常に見にくくなっているということは、全く御指摘のとおりです。

○宮川委員 私が申し上げたいのは、ギャップに余りこだわるとまずいということです。先ほど強調されたので、ギャップは0.3、0.4ということですがけれども、要するにベースは同じで0.4と0.3ですがけれども、それは何か比較としてまずいのかという印象を持ったので、もちろん今おっしゃった現金給与総額のレベルの部分というのはいいとは思いますが、それから、比較として抽出系列をきちんと出されているというのは情報としていいと思うのですけれども、ギャップを余り強調しない方がいいのかと逆に思った次第です。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計監理官（雇用・賃金福祉統計担当） ありがとうございます。

○西村委員長 どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

幾つか統計委員会として考えなくてはいけないところがあります。先ほどの場合分けをしたケースのやり方について、私も色々話を伺っていて、これは正解があるようなものではないので、その時々最もベストであると判断できるもの、それがベストかどうかは、実際のデータを見ている厚生労働省が判断することは、理にかなっていると私は思っていますが、いかがでしょうか。

それは、この場合分けのときもそうですし、それから抽出率の逆数についても同じことがあります。完全に決め打ちはできませんので、方針としてこういう形でやるとされて、

その後で何か色々問題が生じた場合には、速やかに統計委員会に連絡いただき、検討するという対応していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、取りまとめたいと思います。まず、6月速報分から再開された全数調査について、利用者への周知を図るために、7月下旬にあらかじめ公表系列や公表方法を明らかにしたことは、大変適切であったと考えております。

その上で、今回の分析結果を見ると、今回から公表された全数調査と従来公表していた抽出調査の結果との間には、相応の差があることが明らかとなりました。大規模事業所の場合、個別の違いが大きいため、今後も正確な統計調査を作成するためには全数調査を継続することが大切であると考えています。

それだけではなく、非標本誤差を抑えるためには、回収率を少しでも高めることが不可欠です。この点について一言加えますと、調査実施府省である厚生労働省が調査先の公的統計に対する理解を得るように努力するということは当然ですけれども、公的統計が社会の姿を的確に写し出すためには、調査先の企業や事業所にも、統計調査において非常に重要な社会的責任を有していることを御理解いただき、公的統計の精度向上のために御協力いただくことが、何にも増して重要である点を改めて申し上げたいと思います。改めて調査対象の企業にもお願いしたいと思っております。

次に、平成16～23年までのデータの遡及推計についてです。今回は、産業別の賃金を一意に復元できない場合に用いられる複数の推計方法が比較検討されたほか、平成21年に実施した旧産業分類ベースの抽出率逆数の推計方法についても、2通りの方法が比較検討されました。そして、原則として、前者については産業ごとの推計誤差の大きさ、後者については、利用する毎月勤労統計調査の回収率の高さに応じて、推計方法を選択することが提案されました。いずれも、この時点で最善な推計方法を一つに絞ることが難しい点を勘案しますと、妥当な結論と思われまます。

今回までの検討により、一部については、実際の遡及データの推計に着手できる見通しが立ちましたので、今後は一刻も早く遡及推計値を公表できるように、厚生労働省には改めて強く要請したいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、次の議事に移ります。次の議事は、社会保障費用統計の作成方法の変更についてです。これは本委員会に意見を求められたものではありませんが、その変更内容について、参考までに御説明いただくこととなったものです。

それでは、厚生労働省から御説明をお願いします。

○新（あたりし）厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所企画部長 厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所の新と申します。よろしくお願ひいたします。社会保障費用統計における主な作成方法の変更について説明いたします。資料の4に基づきまして説明いたします。

まず、2ページ目、「社会保障費用統計とは」ということです。我が国の社会保障制度に係る1年間の支出とその財源収入を集計し、制度全体の収支規模や政策分野ごとの構成を明らかにするものです。集計内容は大きく分けて2つございまして、1つ目が社会支出に係る統計、これをOECD基準表と称しております。2つ目が社会保障給付に係る統計、

これはILO基準表と称しております。作成方法につきましては2に掲げるとおりでございまして、基本的には収支決算データを収集して行うものです。公表時期は例年8月頃でございまして、本年につきましては8月2日に公表をしております。

本年度の主な作成方法の変更について説明いたします。その次のページです。4点ほどございまして、1. 地方単独事業の総合的計上、2. 特別職の国家公務員に対する災害補償の追加計上、3. 労働保険特別会計の人材確保・離職防止等に係る助成金等の削除、4. 事業の新設又は改廃等に伴う基幹統計を作成するために用いる情報等の変更です。

社会保障費用統計におきましては、作成方法の変更を毎年実施しております。国際基準における集計範囲等の改定への対応、あるいは、当該基準に照らし、より適切な分類やデータソースとするために見直しを行い、精度の向上を図っているものです。また、見直しに当たりましては、時系列の比較可能性を確保するため、過去の適切な時点まで遡及して修正をしております。

また、統計利用者に対する適切な情報提供ということで、公表時の記者発表におきまして、参考資料を配布し、修正の概要と従来ベースの集計値を含むその影響額について解説を行うとともに、同じ内容のものを当研究所のホームページに掲載しまして、利用者への情報提供を積極的に行っているところです。ホームページの一部複写につきましては、別添として、資料の最後のページに付けさせていただきます。また、今回、時系列推移を見る上で、遡及修正により影響額が大きく留意を要する事項につきましては、公表資料の各表に注を付す形で注意喚起もしております。

では、それぞれの作成方法の変更内容につきまして説明いたします。4ページの資料を御覧ください。まず、1点目、地方単独事業の総合的計上です。これは、OECD基準、ILO基準の双方に係るものです。

変更の背景といたしましては、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年閣議決定）におきまして、今後5年以内に、国際基準に準拠した地方公共団体の社会保障支出の総合的な把握に向け、社会保障関係費用に関する調査結果の活用や、単価に基づく推計等を検討し、改善を図ることと指摘を受けております。

これを踏まえまして、今回、新たに総務省から「社会保障施策に要する経費に関する調査」の地方単独事業に係るデータの提供を受けることによりまして、令和元年度に集計・公表する平成29年度の集計結果から、公立保育所運営費等についての従来推計値から決算値に差し替えるとともに、未計上となっております項目を新たに計上したものです。地方単独事業の集計範囲と主な項目につきましては、次のページの(4)のところで詳細を掲げています。遡及につきましては、この変更による影響額が最も大きい就学前教育・保育におきまして、子ども・子育て支援新制度が施行されました平成27年度まで遡及を実施いたしました。

変更による影響ですけれども、平成29年度ベースで、社会支出におきましては約2.7兆円、社会支出合計の2.2%、社会保障給付費におきましては約1.6兆円、社会保障給付費計の1.3%、社会保障財源計においては約1.7兆円、それぞれ増加をしたものです。各年度の修正前後におけます額につきましては、6ページから表1-1、表1-2、表1-

3 がございます。修正前と修正後と修正前後の差額ということで、その詳細をお示ししております。これにつきましても、当研究所のホームページで公表し、説明をさせていただいております。

地方公共団体の単独事業の総合的計上につきましても、集計範囲につきましてもは5ページの部分です。「社会保障・税一体改革大綱」の記述等を踏まえまして、ILO基準集計におきましては、原則として、法令に基づき事業の実施が義務付けられていることが明らかな事業のみを計上いたしました。OECD基準集計につきましてもは、法令に基づき事業の実施が義務付けられていない事業も含めて計上しております。具体的な例につきましてもは、その下の四角で囲んだ中ですので、御参照いただければと存じます。

続きまして、2点目の変更です。9ページを御覧ください。特別職の国家公務員に対する災害補償の追加的計上でございます。変更の背景としましては、特別職の国家公務員は、国家公務員災害補償法が適用されず、それぞれの法律によって災害補償が行われております。一般職の災害補償につきましてもは、人事院が取りまとめ、公表しているということでしたが、特別職については取りまとめがなされておらず、各実施機関の実施状況も公表されていないことから、未計上となっております。

今回、特別職の国家公務員の数が多く、災害補償の大宗を占めます衆議院、参議院、裁判所、外務省、防衛省における特別職の国家公務員に対する災害補償のデータを入手できたことに伴いまして、令和元年度の集計公表から計上をいたしました。特別職の国家公務員災害補償のうち、療養補償費につきましてもはOECD基準の保健に計上されておりました。この保健が準拠するSHA基準が改定されました平成23年度の結果まで遡及をさせていただきます。

変更による影響につきましてもは、平成29年度ベースで、OECD基準、ILO基準、ともに49億円の増加です。これにつきましても、先ほどの表の部分でお示しをしております。10ページの表の2のところ、修正の前後の災害補償の追加額についてお示しをしております。これにつきましてもホームページで公表・説明をしております。

3点目ですが、11ページ、労働保険特別会計の人材確保・離職防止等に係る助成金等の削除で、これはOECD基準に関してです。変更の背景につきましてもは、従来、人材確保・離職防止の観点から労働者の処遇改善等を実施する事業主への助成金は、OECD基準の社会支出集計表のうち「積極的労働市場政策」及び「他の政策分野」に計上してきたところ、今般、OECD事務局に取扱いについて改めて確認をいたしましたところ、失業者及び失業のリスクにある者に限られず、労働者一般を対象とする事業であるため、これは集計から除外すべきであるとの回答を得たところです。

変更につきましてもは、令和元年度に集計する結果から、上記の事業を集計対象から削除いたしました。当研究所がOECD LMPデータベースへデータ登録の業務を開始いたしました平成17年度の結果まで遡及をさせていただきます。

変更による影響につきましてもは、OECD基準におきまして171億円減少したところです。各年度における削除額につきましてもは、次のページの表の3のとおりです。

私どもの御説明は、以上です。よろしくお願いいたします。

○西村委員長 ありがとうございます。ただ今の報告について、何か御質問等はございますか。

社会保障費用統計については、第Ⅲ期の基本計画において、国際基準に準拠した地方公共団体の社会保障支出の総合的な把握が課題として掲げられていたのに対し、今回の変更内容は、これに対応するものとなっています。そのため、更なる国際比較可能性の向上に寄与するものと評価することができます。本統計については、財源の国際比較が可能なE U基準に準拠した統計の作成・提供についても課題として指摘されていますので、厚生労働省におきましては、引き続き取組を進めていただくようお願いします。

○新厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所企画部長 どうもありがとうございました。

○西村委員長 それでは、次の議事に移ります。基幹統計調査のうち、小売物価統計調査については、消費者物価指数の基準改定に合わせて、5年ごとに調査品目の見直しを実施しております。今般、小売物価統計調査の調査品目の追加について、軽微な案件として承認したとのことですが、参考までに、その概要を総務省から説明をお願いします。

○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 お手元の参考2にありますとおり、小売物価統計調査につきまして、8月9日付で変更を承認しているところです。詳細につきまして、統計局から説明をいたします。

○山形総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 総務省統計局です。資料5をお手元に御用意いただければと思います。中身について説明をさせていただきます。御案内のとおり、小売物価統計調査は、国民が消費します商品・サービスの価格を調べまして、消費者物価指数の基になっている調査です。調査の概要は、この資料の後ろの方に付けておりますので、適宜御参照いただければと思います。

右下のスライド番号で1ページ目を御覧ください。この調査の対象の品目は、我々は品目の選定基準というのを定めておりまして、そちらに3つ掲げております。1つ目が、家計消費における重要度が高いということ。具体的には資料の後半にもう少し詳しく記載しておりますけれども、1万分の1というのを超えるということです。2番目の条件といたしまして、その品目を取り込むことで、中分類の指数が、精度向上、そして代表性確保に資するということです。そして3番目の条件といたしまして、それが全国に出回っておりまして、円滑に価格収集ができ、同品質のものの価格変化を捉えるということができると。この3つの条件によって選定をしております。

※で記載しておりますが、統計委員会においても、「この基準に沿って、適時・適切に品目を選定すること」としていただいています。

今回、先ほど西村委員長からの御紹介もございましたけれども、C P Iにおいて5年ごとに行う2020年の基準改定を迎えるに当たりまして、この品目の選定基準に沿って調査品目の見直しを行いまして、早速、来年1月から、新しい品目を追加して調査を開始するということです。

具体的には、1ページ目の下半分に27品目を掲げておりますから、御覧いただければと思うのですが、例えば昨今の健康志向、あるいは家事時間の短縮といったニーズを背景にいたしまして、消費が拡大している食料品とか日用品、そういったものをはじめと

いたしまして、ドライブレコーダーとかいったものも、消費が増えているので追加したいと思っています。あるいは、昨今、SNSの普及が背景にあるのでしょうか、子どもの記念写真を撮るような写真撮影代が一番下の行の左端にありますけれども、こういったものを追加することを考えております。

なお、一番下の右から2番目に記載しています葬儀料、これについては、先日のSNA部会の方にも報告をさせていただいたのですが、これまで価格調査が大変難しいということで把握を見送っていたのですが、最近、実態をしっかりと調べましたところ、調査可能と判断いたしましたので、こちらも来年から追加したいと考えております。以上、27の品目というのは、選定基準の3条件を満たすものです。

続いて、2ページ目を御覧ください。これらの品目を追加することに併せまして、より実査を効率的にやっていくために、以下の変更を実施したいと考えております。1番目といたしまして、まず、名前を変えるということです。より代表的な商品を取れるようにする、あるいは、ピザパイとかそういったような言い回しを、より現代用語に直すという変更をさせていただければと思っています。

2番目として掲げておりますのが国保の診療代ですが、これは制度上は自治体の条例で負担の割合を定めることになっているのですが、現状、全国一緒なので、これは総務省が調べた方が効率的だということです。

3番目としてバナナを挙げておりますけれども、これはほかの生鮮食品と同じように、上旬、中旬、下旬と毎月3回調べているのですが、バナナに関しては価格は安定しているので、月3回調べる必要はないということで、毎月1回で効率化して調査をしようというものです。

今後の想定しているスケジュールについて、最後に説明したいと思います。今回の品目追加は、次回の基準改定が2020年ということで、つまり来年の1月からこういった価格を取り始めなければいけませんので、早速品目を追加して、来年1月から調査を開始したいと考えております。

一方で、2020年の基準改定は、価格を集め、更に品目のウエイトについてもしっかりとデータを集めた、次の令和3年に予定をしておりますので、その前の年の令和2年、つまり来年ですが、その他の変更を含めて、来年、統計委員会で御審議を頂ければと考えております。そして、令和3年の後半に、新しい基準でCPIの公表を始めたいと考えております。

なお、ユーザーの利便を図るために、しばらくは旧基準の公表も続けますので、廃止品目はしばらくは取り続け、再来年の12月をもってやめるという予定にしております。以上、今回は統計委員会の品目の選定基準に従って対応させていただき、来年、調査全体の見直しについて、統計委員会で御審議いただければと考えております。

統計局からの説明は、以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の報告について、何か御質問、御意見等ございますか。北村委員、どうぞ。

○北村委員 特に重要な点かどうか分からないですが、廃止品目の項目の中で特に

顕著なものというのであれば、何か教えていただきたいのですが。

○山形総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 これについては今、正に検討中ですので、また来年、調査の見直し、全体と併せて統計委員会の方で御審議を頂ければと思っているのですが、例えばの事例で申し上げますと、屋根の修理代が今回追加する品目として記載しているのですが、一方で、壁の修理は減っていて、そういうのは逆に落としてもいいのではないかという議論を、今、正に我々の方でしております。まだ検討中ではあるので、それをまたまとめて、来年、全体の審議の中で見ていただければと思います。

○西村委員長 私からももう1点申し上げますと、重要な品目とそれから調査が可能であるというのでは、重要な品目であったら必ず調査が可能かということ、そうでもないところがあるわけで、逆に言えば、重要な品目に関して、調査の仕方を検討して、できるだけそれを取り入れることが望ましいと考えます。つまり、品目がある程度の大きさになっているようなときです。それで、この葬儀料などは良い例だったわけですが、そういうものに関しては、ほかの品目にもあるわけですから、そういった調査が難しいものに対する研究、それから実査の可能性を引き続き考えていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。ほかにございますか。

それでは、取りまとめたいと思います。小売物価調査については、来年度、統計委員会に諮問を予定しているということですので、今、幾つか出ましたけれども、それを含めて引き続き検討を進めていくよう、お願いしたいと思います。

本日用意しました議題は以上です。次回の委員会の日程について、事務局から連絡をお願いします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 次回の委員会については調整中です。日時・場所につきましては、別途御連絡いたします。

○西村委員長 以上をもちまして、第140回統計委員会を終了いたします。